


の遺族年金は逸失してしまっていた。それでも、認定通知に安堵する清美さんだった。

いつものことながら、今回のケースも「時間の壁」に阻まれて大変に難航した。30年、40年前のことを掘り起こしながら進める作業には限界がある。当時を

知る同僚は限られている中での聞き取りは至難の業だ。中皮腫であるという確実な診断でも、時空の壁は越えられないものか、とあらためて問題の深さを実感したケースだった。

(古川和子   
関西労働者安全センター)

## 新たな医証検討せずに棄却

### 兵庫●保管肺組織の検査等求める

Sさんは、三菱重工神戸造船所において電気溶接作業員として、約44年間にわたり溶接作業に従事してきた。1990年に同社を退職し、その後1998年に「食道がん、右肺がん」と診断され、1999年5月に、直接死因「胸部食道がん」で亡くなられた。

遺族は、石綿救済法に基づき請求を行ったが、神戸西労働基準監督署は不支給決定を行い、審査請求についても棄却の決定が行われた。その理由は、「死亡労働者について、石綿曝露の事実は認められるものの、医学的な所見から業務上の疾病とは認められない」とするものだった。

被災者のSさんは、1998年、「食道がん、右肺がん」と診断されたが、その約1年前に、神戸大学病院において左肺腫瘍の切除術を受けていた。審査請求に際し収集した神戸大学病院の病理組織検査によると、「血管気管支鞘に高度の粉じんの沈着

がみられる。鉄と炭粉が主たるもので、芯が黒色、まわりが鉄さび入りの溶接工肺で典型的にみられる粒状物質も多く見られる。結節性病変のほとんどが凝固壊死で、粉塵の沈着あり…」と記されていた。

しかし、調査復命書を見ると、神戸西署においては、神戸大学病院への調査がまったく行われていなかった。左肺の部分切除を行った後の胸部X線写真及び胸部CT写真を読影しても、正確な医学的所見が得られるとは考えられない。

そこで審査請求に際しては、神戸大学病院の組織診断書等の証拠を提出し、保存されていることが判明した肺組織の検査を審査官に依頼した。ところが、審査請求の決定書を見ると、請求人が新たに提出した証拠書に関する検討がまったく行われておらず、神戸大学病院の保管されている肺組織の検査も行われて

いない。

審査請求の決定に際して、どの証拠を採用するのかは審査官の裁量であると思う。しかし、原処分庁においてまったく調査が行われていない医学的な証拠書を提出しているにも関わらず、労災医院に意見を求めることもせず、医学的所見を検討するに際して大変貴重な肺組織の検査も行われていない。

これでは、決定書の内容は原処分庁の提出した資料のみを使って作文をしたのではないかと疑いたくなる。担当審査官は、「業務上の事由によって発症した疾病とは求めることはできない」と判断しているが、判断を行う以前に調査がし尽くされていないことが大問題なのである。

今春、兵庫労働局において審査官の文章偽造及び徴収文章の紛失事件が発覚したが、本件の担当官はその当事者だ。

現在、本件については、労働保険審査会での審理が進められている。

被災者は約44年間にわたり溶接作業に従事し、石綿粉塵に曝露したことは明らかであり、このことは原処分庁も認めている。神戸大学病院に残された肺組織を検査し石綿小体及び石綿繊維の本数を数えれば、より科学的な石綿曝露の医学的判断が出るものと考ええる。ずさんな審査により被災者が切り捨てられることがないよう、審査会の慎重な審議を期待したい。

(ひょうご労働安全衛生センター)